

(案)

産業廃棄物処理契約書

排出事業所 岩手県 : (以下「甲」という。)と、

処分業者 : (以下「乙」という。)は、

甲の事業場：社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 たばしね学園（岩手県奥州市前沢田島18-5）
から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

〔産 廃〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：

許可の条件：

許可番号：

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

委託品目	数量	単価
産業廃棄物 金属くず	脱水洗濯機1台	円
廃プラスチック類		

3（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：

所在地：

処理の方法：

施設の処理能力：

4（搬入業者）

第1条第2項の産業廃棄物の前項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏名：

住所：

〔産 廃〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

5 (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地
処 理 の 方 法		施 設 の 処 理 能 力
中間処分(焼却・破砕処理 再利用)		
中間処分(焼却処理)		
中間処分(焼却処理)		
中間処分(焼却処理)		

6 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に、処分業者を他人に委託する必要がある場合は、乙は、書面による甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い処分業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

7 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。

第2条 (義務と責任)

1 (甲)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、適宜又は乙の要求に応じ収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- その他注意事項
- イ. 形状、主成分、混合成分
- ロ. 特性
 - 有害物質、危険物、毒物、劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
 - 引火性、自己反応性、混合反応性、禁水生、発火性、爆発性、ガス発生・有害ガス発生・可燃性、材料腐敗性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等

(2) 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は、生ずるおそれのある場合には、乙は、委託物の引取りを拒むことができる。この場合において、甲は委託手数料の支払い業務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、

虚偽又は、記載洩れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引取るものとする。

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適性に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務については、マニフェストD票で代えることができる。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第3条 (手数料・消費税・支払い)

- 1 委託手数料は、第1条第2項に規定するとおりであり、経済情勢の変化により不相当となったときは、甲、乙双方の協議により、これを改定することができる。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務についての消費税は、甲が負担する。この場合、円未満の端数がある時は切り捨てとする。
- 3 甲は、乙に支払う報酬は、本契約第1条4項に記載の収集・運搬業者（以下「丙」という。）の運搬業務の報酬と合わせた金額を甲が丙に支払い、乙は処理業務の報酬を丙に請求する。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第4条 (秘密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第5条 (契約の解除)

- 1 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除する場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第6条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙が、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない物、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに順ずる者をいう。以下同じ）に該当し、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有する事が判明した場合、何らの催告も要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合、何らの催告を要せずに、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方に対し、第1項に該当しないことを確約し、将来も同項もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。
 - 4 乙は、乙の再委託業者が第1項又は第2項各号に該当しないことを確約し、第1項又は第2項各号に該当することが、契約締結後に判明した場合、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
 - 5 甲又は乙は、相手方が第1項から第4項いずれかの規程に違反した場合、この契約を解除することが出来る。
 - 6 乙は、乙又は乙の再委託業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合、これを拒否し、又は再委託をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行う。
 - 7 乙が前項の規定に違反した場合、甲は、何らの催告を要さず、この契約を解除できる。甲又は乙が本条各項の規定によりこの契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲は何らこれを賠償又は補償する事は要さず、また、かかる解除により甲に損害が生じたとき、乙は、その損害を賠償する。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第8条（契約期間）

この契約は、有効期限を令和6年10月 日から令和7年3月31日とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県
岩手県知事 達 増 拓 也

乙